

学校番号 19
学校名 能古中学校
校長名 松下 誠
(生徒指導担当者 古賀 久臣)

平成31年度 能古中学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

- (1) 生徒の相談や訴えに真摯に耳を傾け、様子の変化に注意を払う。
- (2) 気になる生徒の情報共有の時間を確保する。(毎朝の職員会議・週一回の校内いじめ対策委員会)
- (3) 生徒に対し、定期的にアンケートの実施をする。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「能古中学校いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3つのポイントをあげる。

- (1) 生徒の細かな情報の共有 (普段からの様相観察及び毎朝の報告時間の確保)
- (2) いじめに関する調査の実施 (定期的なアンケートの実施及び保護者からの聞き取り)
- (3) 生徒指導委員会(校内いじめ防止対策委員会)を毎週1回実施

<能古中 いじめゼロ宣言>

いじめをしない!させない!見逃さない!

2 いじめの未然防止に関する措置(未然防止の取組等)

(1) いじめを生まない教育活動の推進

生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等をはじめとして、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

授業、学級活動や特別活動

授業、学級活動や特別活動で、生徒の自己指導能力を高め、社会性を育む。特に、道徳の時間においてはSEL8Sを実施し、いじめの未然防止に努める。また、生徒が協力して行う活動を計画的に取り入れることによって、いじめの起こりにくい学級・ホームルームの環境をつくりだす。

生徒会活動、学校行事、部活動、体験活動等

いじめに向かわない生徒を育成するため、学校行事やその準備等の中で、全ての生徒が活躍できる場面や役割を設定し、生徒が他の生徒から認められる体験をもつことによって、自己有用感を高める。また、体験活動やボランティア活動等を通じて、自分を律していく力と判断していく力を身に付けることによって、生徒の規範意識を高める。

教育相談と面談面接

日頃から生徒と接する機会を多くもち、生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。また、定期的に行う個別面談の時にも、いじめの被害を受けていないかどうか等を確認する。さらに、スクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制を整える。

SNS等を通じて行われるいじめ

SNS等を通じて行われるいじめは発見しにくいいため、生徒から情報を収集し、その把握に努める。生徒がSNS等の使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

(2)地域・家庭、関係機関との積極的連携

学校での生徒の様子を、必要に応じ随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも生徒の異変に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

(1)いじめに関する調査の実施

教育相談アンケートの実施(学期に1回以上)

Q Uアンケートの実施(年に2回)

家庭訪問や三者面談における保護者からの聞き取り

(2)いじめに関する相談体制の整備

S CやS S W, 養護教諭, 不登校対応教諭の活用

関係機関への紹介

(3)日常的な取組

職員間での気になる生徒の情報の共有(毎日)

生活・学習ノートでの生徒の様子把握(毎日)

生徒の出席の把握(毎授業)

4 いじめに対する措置(ネット上のいじめ, 加害児童生徒への対応も含む)

(1)いじめを発見した場合, 被害者の話を聞き, その行為をやめさせる。

(2)双方から話を聞き, 「事実の確認・状況の把握」に努める。その際, 双方の話に矛盾がないかの確認をする。「いつ, だれが, どこで, 何をしたか(何を言ったか)」具体的に事実を確認する。

(3)被害生徒及び加害生徒の保護者に報告し, 今後の指導や措置について理解と協力を得る。

(4)加害生徒への指導と被害生徒への支援を行う。

(5)学校全体として, 指導後の生徒の様子を観察し, 再発防止に努める。

5 重大事態への対処(いじめ防止対策推進法 第28条関係)

いじめの重大事態の定義

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(法28条第1項第1号)

事実関係を明確にし, 対応するための組織を設ける。犯罪性が高いものについては, 警察と連携した対応を行う。

6 いじめ防止のための教職員研修

いじめの問題に対する理解を深め、いじめの防止等を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解等の学校内における教職員研修の充実を図る。

(1) いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた研修

本校の実態を踏まえ、個に応じた支援を向けての生徒理解研修を行う。Q - Uアンケートを実施し、その分析・活用のための実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) いじめの具体的な対応に向けた研修

「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめ早期発見・早期発見の手引き」を活用し、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。また、Q - Uアンケートの結果の情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。特に、いじめに対しては教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通理解を図る。併せて、同様のいじめの再発を防止する。

(3) SNS等を通じたいじめに向けた研修

SNS等を通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、取組に対するPDCAサイクルの充実を図る。【10年間計画 参照】

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称と役割

○名称 能古中学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・ 具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ・ いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合には、速やかに緊急会議を開き、いじめであるかどうかの判断をする。
- ・ いじめが発生した場合、いじめに関する指導や支援の体制、対応方法を決定する。
- ・ いじめの対応等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかの確認を行う。
- ・ 生徒及び保護者からのいじめの相談や連絡を受け付ける体制を整備する。
- ・ 地域にいじめの目撃情報などの提供を呼びかけ、速やかに対応する。
- ・ 重大事態の場合、学校設置者（教育委員会）と連携し、収束に向け速やかに対応する。

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

- ・ 能古中学校いじめ防止対策委員会と構成・役割等を兼ねる。状況に応じては弁護士や学識経験者、心理や福祉の専門家等の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。

10 いじめ防止等の各取組の年間計画 (P・D・C・Aを記入)

月	生徒への取組及び生徒の活動		職員研修等		チェック
4	学校生活アンケート 学校いじめ防止基本方針作成	D P	いじめ防止基本方針作成 校内いじめ防止対策委員会(週1回) 保護者からの聞き取り(家庭訪問)	P D D	
5	教育相談アンケート 生徒会による取組 (いじめゼロ取組月間)	D P D	校内いじめ防止対策委員会(週1回) 能古中学校校区いじめ防止対策委員会	D D	
6	Q-Uアンケート いじめアンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会(週1回) 学校サポーター会議	D D C	
7	生活習慣定着度調査 いじめアンケート 学校生活アンケート 規範教育講演会	D D D D	校内いじめ防止対策委員会(週1回) 教育相談	D D	
8	いじめゼロ実現プロジェクト	D	夏季研修(Q-U事例検討会) 夏季研修(いじめの早期発見) ・1学期の取組の反省 ・2学期の取組の確認	C A D C A P	
9	教育相談アンケート 生徒会による取組	D D	校内いじめ防止対策委員会(週1回) 教育相談	D D	
10	いじめアンケート(無記名) 生徒会役員研修 生徒会による取組	D C A D	校内いじめ防止対策委員会(週1回)	D	
11	いじめアンケート Q-Uアンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会(週1回)	D	
12	学校生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会(週1回) ・2学期の取組の反省 ・3学期の取組の確認 冬季研修(Q-U事例検討会) 保護者からの聞き取り(三者面談)	D C A C A D	
1	いじめアンケート(無記名) 生徒会による取組	D C A	校内いじめ防止対策委員会(週1回)	D	
2	教育相談アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会(週1回) 教育相談 能古中学校校区いじめ防止対策委員会	D D D C	
3	学校生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会(週1回) 学校サポーター会議 ・年間の取組の反省 ・年度の取組の確認	D C C A	